

平成21年度苦情申出一覧表(1/3)

	(H21) 苦情5	(H21) 苦情6
申出人	D	D
申出日	平成21年12月25日	平成21年12月25日
実施機関	知事(千葉地域整備センター)	知事(葛南地域整備センター)
苦情の内容	H21年11月20日付情報公開請求(受付912番) 請求のあった日から30日以内に実施機関から何らも通知が無い。 公開請求から1ヶ月(30日)を過ぎて現在(H21. 12. 22)迄、実施機関から開示・不開示の決定もなく、千葉県情報公開条例第8条、12条、13条違反をしている事実について	H21年11月18日付情報公開請求(受付913番) 請求した日から30日が経過しても、実施機関から何らの通知が無い。 千葉県情報公開条例第8条、12条、13条違反をしている事実について
調査委員	井上委員、橋本委員	井上委員、橋本委員
調査の状況	平成22年3月5日(申出人口頭調査)	平成22年3月5日(申出人口頭調査)
	平成22年5月25日(実施機関回答書受付)	平成22年5月27日(実施機関回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	平成22年1月21日(処理方針の検討)	平成22年1月21日(処理方針の検討)
	平成22年6月10日(処理結果の検討)	平成22年6月10日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年6月30日	平成22年6月30日
処理結果	<p>開示請求の対象となる行政文書が大量であったこと、当該請求について関係機関と協議、調整等を行わなければならなかったこと、同じ時期に開示請求に係る問い合わせがあったことから、実施機関は事務の処理に時間を要し、やむを得ず当該請求に対する実施機関の応答の期限の延長を行ったと認められる。</p> <p>また、開示請求に対する応答の期限内に延長を行い、速やかに通知したと認められる。</p> <p>実施機関の行った事務は千葉県情報公開条例に違反するものではない。なお、千葉県情報公開条例の趣旨からすれば、実施機関は、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定が必要不可欠であるという認識をもって、引き続き真摯(しんし)な対応に努めなければならないと考える。</p>	<p>開示請求の対象となる行政文書が大量であったこと、当該請求について関係機関と協議、調整等を行わなければならなかったこと、同じ時期に複数の開示請求があったことから、実施機関は事務の処理に時間を要し、やむを得ず当該請求に対する実施機関の応答の期限の延長を行ったと認められる。</p> <p>また、開示請求に対する応答の期限内に延長を行い、速やかに通知したと認められる。</p> <p>実施機関の行った事務は条例に違反するものではない。なお、条例の趣旨からすれば、実施機関は、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定が必要不可欠であるという認識をもって、引き続き真摯(しんし)な対応に努めなければならないと考える。</p> <p>郵便物における受取人不在等の場合の取扱いについては、申出人が、口頭による説明で窓口において受取人に交付する方法があると述べたが、そのほかに様々な方法がある。また、送達日数については、申出人が、口頭による説明で簡易書留よりいわゆる普通郵便の方が送達日数が短期間であると述べたが、簡易書留とした郵便物については日曜日、休日及び1月2日も配達される。したがって、申出人が口頭による説明で述べたこれらの観点から判断すると、申出人の利便に資していないということまではいえず、簡易書留で送付する必要はないということまではいえない。</p>

平成21年度苦情申出一覧表(2/3)

	(H21) 苦情7	(H21) 苦情8
申出人	D	E
申出日	平成21年12月25日	平成22年1月20日
実施機関	知事(葛南地域整備センター)	知事(安房地域整備センター)
苦情の内容	<p>行政文書開示請求受付701番に対する対応 H21年9月25日付葛南地域整備センター高瀬分庁舎に対する公文書情報公開請求(受付701番)について 1)H21年10月26日付決定通知書(葛南第1485号)で公開された文書(公開日H21. 11. 4)は理由を示さず一部部分とした。 2)上記公開された公文書が意図的に加工されていた。 3)H21年9月25日、請求した文書が理由を何ら示さず現在(H21. 12. 22)迄、公開されていない。</p>	<p>答申書の写しを送付したまま放置(H21. 10. 21安整903～908号) 異議申立ては部分開示決定処分取消しを求めたのに同処分を取消そうとしない。 1. 耐震偽装が明らかになる部分を千葉県情報公開審査会が開示するよう答申したため放置 2. 県職員が決定手続きを理解していない。</p>
調査委員	井上委員、橋本委員	伊藤委員、藤井委員
調査の状況	<p>平成22年3月5日(申出人口頭調査) 平成22年5月27日(実施機関回答書受付)</p>	<p>平成22年3月23日(申出人口頭調査) 平成22年3月10日(実施機関回答書受付) 平成22年5月7日(実施機関回答書受付)</p>
苦情処理部会 審議状況	<p>平成22年1月21日(処理方針の検討) 平成22年6月10日(処理結果の検討)</p>	<p>平成22年1月21日(処理方針の検討) 平成22年6月10日(処理結果の検討)</p>
処理結果通知	平成22年6月30日	平成22年6月30日
処理結果	<p>1)実施機関は、申出人に開示請求の内容を復命書と確認し、行政文書として特定したものである。実施機関に対し調査委員が事務局に確認させたところ、復命書は申出人に開示したものだけであった。これらの事実から実施機関が行った事務は適正である。なお、開示の実施において、申出人に対し復命書が開示したもの以外に存在しない理由に係る説明を行い、旅行に係る復命については復命書以外に報告書、議事録、打合せ記録等復命書以外の書面及び口頭による復命があり、復命書がない旅行があることを十分に説明しなかったものであり、実施機関はこのことについて十分に説明する必要があった。 2)実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をした上で、申出人に閲覧しやすいように配慮するあまり、行政文書に記載された情報を削除したとのことであるが、全部を開示する旨の決定の意味を失わせるものであり、不適正な事務の処理である。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。 3)開示請求の対象となる行政文書が大量であったこと、当該請求について関係機関と協議、調整等を行わなければならなかったことから、実施機関は事務の処理に時間を要し、開示決定等を行ったと認められる。 また、開示請求に対する応答の期限内に決定を行い、速やかに通知したと認められる。 実施機関の行った事務は条例に違反するものではない。なお、条例の趣旨からすれば、実施機関は、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定が必要不可欠であるという認識をもって、引き続き真摯(しんし)な対応に努めなければならないと考える。</p>	<p>本事案の対象となった複数の異議申立てについては、実施機関の説明によれば、行政文書開示請求に対する決定が複雑であること、当該開示請求に係る行政文書に関連性があること、処分の適否を判断するためには慎重な確認等が必要であったこと等、通常の事務の処理とは異なる特段の事情があるとのことである。 しかし、実施機関は標準的な処理期間内に異議申立てに対する決定を行っておらず、申出人は実施機関に対し説明を求めているが、実施機関は申出人に対し、標準的な処理期間を徒過する特段の事情について十分な説明を行ったとは認められない。 そのような状況下において、標準的な処理期間が経過した後に申出人より説明を求められたのだから、少なくともその時点で、実施機関は申出人に対し標準的な処理期間を徒過する特段の事情等を十分に説明するべきであった。 したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>

平成21年度苦情申出一覧表(3/3)

(H21) 苦情9	
申出人	F
申出日	平成22年1月23日
実施機関	知事(政策法務課)
苦情の内容	<p>情報公開センターの受付の苦情を訴えます。</p> <p>平成19年3月30日、建築指導課の副課長が〇〇の提出した報告書を私に渡すといって情報公開センターへ連れて行き、センターの女性職員が1枚の用紙に記入させ収受の印も押した。その後、建築指導課の副課長がセンターの事務所に入っていき何やら話したら、センターの女性職員が、「渡せません」と言って収受の印に×バッテンされた。</p> <p>私への返答で県庁へ呼び出しておいて、何の権限があって、それを渡されないとしたのか？渡せられないのなら、書面をもってその理由を出すべきだった。</p>
調査委員	菅野委員、柳瀬委員
調査の状況	<p>平成22年3月12日(申出人口頭調査)</p> <p>平成22年4月15日(実施機関回答書受付)</p> <p>平成22年4月16日(実施機関回答書受付)</p>
苦情処理部会 審議状況	平成22年6月10日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年6月30日
処理結果	<p>実施機関(政策法務課)の説明を確認したところ、建築基準法第12条第5項の規定による報告書(以下「本件文書」という。)の中には申出人以外の個人情報が含まれているため、申出人に対して千葉県個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」という。)上、本人以外に個人情報をみだりに提供できないこと、本人以外に県の保有する個人情報を提供するには、本人が提供に同意していることが必要であることを説明し、それを確認するために建物所有者の委任状の提示を求めたことが認められる。したがって、本件文書の写しを渡せない理由や委任状が必要な理由について説明がなかったという申出人の主張する事実は確認できなかった。</p> <p>情報公開・個人情報センター窓口を担当する職員(以下「窓口担当」という。)が、申出人以外の情報が含まれる本件文書の写しを申出人に交付することは個人情報保護条例上問題があり、申出人に交付するために建物所有者の委任状の提示を求めたことについては、不適正な点があったとは認められない。</p> <p>しかし、実施機関(建築指導課)職員は、申出人に写し等の交付申請書(以下「本件申請書」という。)を記載させる前に、窓口担当に対し、情報提供の趣旨や本件文書の内容、特に申出人以外の個人情報が含まれるものであることなどについて説明を十分しておらず、実施機関内部の意思疎通が図られていなかったこと、その結果、申出人に対して本件申請書の趣旨を十分説明しないまま本件申請書を記載させたことが苦情の原因となったと認められる。実施機関としては、個人情報が含まれる文書の写しを情報提供として交付する場合は、より慎重な事務処理が必要であった。</p> <p>なお、申出人は行政文書開示請求の正式な手続の案内をして欲しかった旨の主張をしているが、実施機関(窓口担当)は本件文書には申出人以外の個人情報が含まれているため、行政文書開示請求を勧めることは適当でないと考え、申出人に情報提供により本件文書の写しの交付をしようとしたため、行政文書開示請求の説明をしなかったものと認められる。しかし、申出人に対しては、情報提供も含めた広義の情報公開制度の手続きについて説明を行うことが望ましかった。</p> <p>以上のことから、実施機関(建築指導課)の事務処理は、慎重さを欠くものであり、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>

平成22年度苦情申出一覧表(1/3)

	(H22) 苦情1	(H22) 苦情2	(H22) 苦情3
申出人	A	A	A
申出日	平成22年4月6日	平成22年4月9日	平成22年4月27日
実施機関	知事(政策法務課)	知事(知事室、総務課及び農村振興課)	知事(農村振興課)
苦情の内容	<p>1、公費のムダ使いをしてイヤガラセ(添付書類H22、4、1付政法2426号-1A4×1枚)</p> <p>2、2年近くも異議申立てを放置 不法行為の隠ぺいのためのイヤガラセ</p> <p>1、H22、4、1付政法2426号-1で存在しないH22、5、1付で提起した異議申立てがあったとエープリフルで許されるからとイヤガラセ</p> <p>2、審査会に諮問しないのに放置</p>	<p>異議申立てから約2年経過して決定書がきた H22、4、5知5358号 H22、4、6総1892号 H22、4、5農振1166号</p> <p>何故時間がかかったのか不明である</p> <p>不都合なことは、問題の先送り 意見照会の手続きが明文化されていない(処理方法、処理期限が不明である)</p>	<p>故意に対象文書を特定しようとして却下目的の補正要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス欠落(情報隠し含む) ・情報公開センター窓口で農振が特定できるとして受理しても補正要求 ・農振〇〇さんが特定できる表現であるとしながら別の職員が特定できないとしている。 ・対象文書のリストも示さず、件名を示せとしている。 ・支出伝票を故意に特定しない(まずい文書は隠す)
調査委員	井上委員、桑波田委員	井上委員、桑波田委員	伊藤委員、佐藤委員
調査の状況	平成22年7月23日(申出人口頭調査)	平成22年7月23日(申出人口頭調査)	
苦情処理部会 審議状況	平成22年6月10日(処理方針の検討)	平成22年6月10日(処理方針の検討)	平成22年6月10日(処理方針の検討)
処理結果通知			
処理結果			

平成22年度苦情申出一覧表(2/3)

	(H22) 苦情4	(H22) 苦情5	(H22) 苦情6
申出人	A	A	A
申出日	平成22年5月6日	平成22年5月6日	平成22年6月7日
実施機関	知事(農村振興課)	知事(総務課)	知事(総務課、市町村課、健康福祉指導課及び農村振興課)
苦情の内容	H22、4、30付農振173号で対象文書リスト漏れ 故意に情報隠し 1、H22、4、22付農振131号の補正要求の補正で故意にリスト添付モレ 2、補正要求の補正で故意の文書隠し	都合の悪い文書の保存期間を故意に短くして証拠となる文書を故意に破棄をかくさく H20、5、30付総357号 文書保管の規定が守られていない。 異議申立ての答申や意見が戻ってくるまでに異議申立て関係の書類を破棄することが常習となっている	情報公開の異議申立ての決定書の保存期間が守られていない 10年保存を1年や3年や5年保存としている 1、県職員に都合の悪い公文書を故意に破棄できるよう決裁時共謀 2、情報公開センターから各課へ配布している「情報公開事務の手引き」が有効に利用されていない。
調査委員	伊藤委員、佐藤委員	菅野委員、澤田委員	菅野委員、澤田委員
調査の状況			
苦情処理部会 審議状況	平成22年6月10日(処理方針の検討)	平成22年6月10日(処理方針の検討)	平成22年6月10日(処理方針の検討)
処理結果通知			
処理結果			

平成22年度苦情申出一覧表(3/3)

	(H22) 苦情7	(H22) 苦情8
申出人	A	A
申出日	平成22年6月14日	平成22年6月21日
実施機関	警察本部長(広報県民課)	警察本部長(広報県民課)
苦情の内容	<p>開示請求を同センターの窓口で請求書を提出すると2時間かかる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当所属の担当者が条例がよくわからないと言っている ・何かと時間をかけすぎる。 ・担当者会議で情報公開の事務取扱要綱を県警職員全員に徹底するようにしていない(条例を理解しないで仕事をしている) 	<p>本部長の個人の名前の記載を強要</p> <p>不要な本部長名(個人名)の記載しないと収受しないと強要</p> <p>個人名を記載させるのは上から目線(知らしめず与らしむべしの対応)</p>
調査委員	井上委員、橋本委員	井上委員、橋本委員
調査の状況	平成22年7月23日(申出人口頭調査)	平成22年7月23日(申出人口頭調査)
苦情処理部会 審議状況		
処理結果通知		
処理結果		